





**ROLES REPORT No.64**

**ヘルシンキ・プロセスにおける  
信頼醸成措置から軍備管理・軍縮へ  
アジアの未来への教訓と示唆**

**高坂 博史**

Hirofumi KOSAKA

**2026.4**

---

発行所： 東京大学先端科学技術研究センター  
創発戦略研究オープンラボ（ROLES）  
〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1  
電話： 03-5452-5462  
Web サイト： <https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/>

## 序論

1975年に35か国が署名したヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE: Conference on Security and Cooperation in Europe）のヘルシンキ最終議定書は、50周年を迎えた。署名と「ヘルシンキ・プロセス」として知られるその後の展開は、冷戦期における最も顕著な成果の一つとして広く認識されてきた。現在進行中のウクライナ戦争は、ヘルシンキ最終議定書の諸原則を揺るがしてはいるが、これらが冷戦終結に至る過程において果たした不可欠な役割は変わらない。それはまた、アジアにとっても重要な教訓を含んでいる。

ヘルシンキ・プロセスは包括的な構造を持ち、三つの次元から構成されていた。(1) 信頼醸成措置を扱う政治・軍事的次元、(2) 東西経済関係を扱う経済的次元、(3) 人権および人的交流を扱う人的次元、である。この三次元のうち、「人的次元」に焦点を当てた研究は数多い。ダニエル・トーマス（Thomas, 2003）やサラ・スナイダー（Snyder, 2011）による代表的研究は、ヘルシンキ最終議定書における人権規定が、ヨーロッパにおいて冷戦の分断を超える役割を果たしたと指摘している。

ヘルシンキ・プロセスの人的次元における成果、いわゆる「ヘルシンキ効果」が、東欧の権威主義体制を弱体化させ、冷戦終結に寄与したことは疑いない。しかし、政治・軍事的次元も、人的次元と等しく注目されるべきである。特に、信頼醸成措置の重要な成果はより深く評価されるべきである。にもかかわらず、信頼醸成措置の研究は、わずかな例外を除いて冷戦史研究において比較的見過ごされてきた。冷戦末期に合意された信頼醸成措置は、当時重要な出来事と見なされ、「真に画期的な交渉であり、ヨーロッパの多くの人々にとって、冷戦終結を告げた主要なプロセスであった」とさえ評された（Macintosh, 1993, p. 935）ことを鑑みれば、これは驚くべきことである。

本稿は、ヘルシンキ最終議定書における信頼醸成措置という控えめな出発点から、冷戦後ヨーロッパにおける本格的な安全保障構造へと発展していく過程をたどる。この構造は三つの柱——信頼醸成措置に関するウィーン文書、ヨーロッパ通常戦力条約（CFE 条約）、およびオープンスカイズ（領空解放）条約——から成る（タイムラインと構造は図 1 参照）。これにより、信頼醸成措置をめぐる継続的な議論とその発展が、ヨーロッパにおける国際関係の変容に寄与したことを示したい。本稿では、人権問題を含むヘルシンキ・プロセスの対立的側面よりも、協調的側面に特に重点が置かれることになる。さらに、本稿はアジアの未来に対する含意についても検討する。なお、本稿では使用する用語を「信頼醸成措置（CBMs）」に統一するが、1980年代以降、CSCE およびその後継の OSCE では「信頼・安全保障醸成措置（CSBMs）」という用語も用いられている。

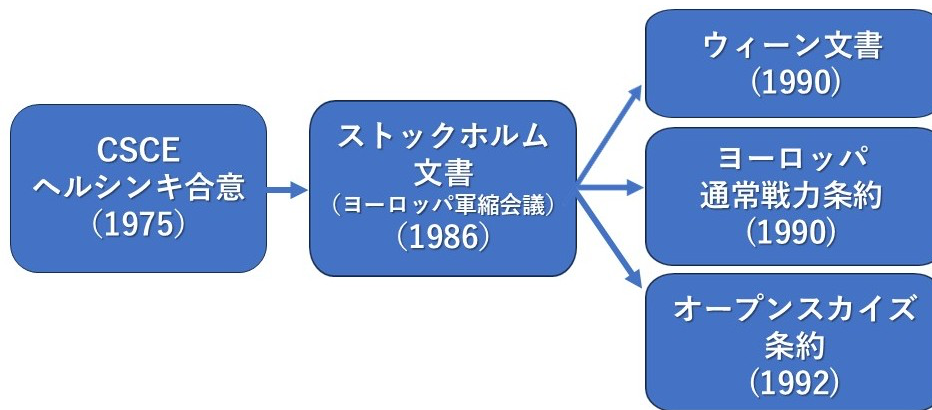


図1：ヨーロッパ安全保障構造の発展

今日の信頼醸成措置の概念は、1950年代にまでさかのぼることができる。1953年のスターリン死後、東西間の緊張緩和が徐々に進み、対話に適した環境が生まれた。この状況の下で、東西双方の取った行動が、信頼醸成措置へつながる道を生み出した。

西側からの代表的な提案の一つが、米国のドワイト・D・アイゼンハワー大統領が提唱した「オープンスカイズ」であった。1955年の四大国ジュネーブ首脳会談で、大統領は相互の空域監視を提案した。その後、提案は国連の会合でも追求された。同提案は将来の軍縮に寄与する検証措置として意図されたものであったが (Dunay and Spitzer, 2004, p. 17) —— 当時はまだ現在の主要な検証手段である偵察衛星が存在していなかったことに留意すべきである —— 確かに信頼醸成の側面も含んでいた。実際、「信頼醸成措置」という用語自体が、この機会に初めて使用された。アイゼンハワー大統領の動機については歴史家の評価は分かれるが (Jones, 2014, p. 9)、この提案は西側の軍備管理および信頼醸成に関する立場を方向付けるものとなった。

東側では、ポーランド外相アダム・ラパツキが重要な提案を行った。彼は1957年にいわゆる「ラパツキ・プラン」を提案し、これはその後数か月をかけてさらに精緻化された。ラパツキ・プランの内容は、チェコスロヴァキア、東西ドイツ、ポーランドを含む中央ヨーロッパに非核地帯を設けるというものであった。この提案は、たしかに合意内容を履行するための管理所の設置など、(検証のための)「広範かつ効果的な管理システム」を含んでいたとはいえ、基本的には兵器に対する法的制約に重きを置いていた。実際、その後成立した多くの地域的な非核兵器地帯条約の基本原則や特徴は、このラパツキ・プランに見出すことができる (Hamel-Green, 2011, p. 4)。

1950年代後半の「ジュネーブ精神」の時期に見られた構想や議論の全体像は本稿の範囲外であるが、両陣営の傾向は明らかである。西側は軍事的透明性を高める措置を主張し、東側は宣言を含む法的・政治的制約の導入を重視した。このソ連の「政治的宣言アプローチ」と西側の「軍事技術的アプローチ」 (Lachowski and Rotfeld, 2002) という対照は、その後数十年にわたる軍備管理交

渉でも、双方から類似の発想や提案が提出されるかたちで繰り返し現れることになる。

しかしながら、当時の進展は限定的であった。オープンスカイズもラバツキ・プランも合意には至らなかった。1958年のジュネーブでの奇襲防止専門家会議も、NATO5か国とワルシャワ条約機構5か国の専門家が参加したものの、意見の相違により成果を上げられなかった。それでも、1960年代前半には小さな前進があった。キューバ危機後、米ソ首脳間のホットライン導入に見られるように、二国間で限定的措置が合意された。ワシントン―モスクワ間では1963年、パリーモスクワ間では1966年、ロンドン―モスクワ間では1967年にそれぞれホットラインが開通した。とはいえ、多国間での信頼醸成措置は依然として合意されず、二国間での措置に後れを取っていた。この背景には、東ドイツの承認問題が主たる要因の一つとなり、1960年代のデタントは多国間ではなく二国間で進められていた事情があった。多国間デタントには東ドイツの参加（すなわち事実上の承認）が必然的に伴うため、それは西ドイツ政府のハルシュタイン・ドクトリンと両立しなかったのである。

### ヘルシンキ最終議定書における信頼醸成措置

1970年代に入ると、西ドイツのヴィリー・ブランド政権による東方政策の成功が、ヨーロッパにおける多国間デタントへの道を開いた。この流れの中でCSCE開催の機運が高まった。会議の準備段階では、多国間の信頼醸成措置の議論は第一バスケットに割り当てられた。一方、通常戦力の削減についてはウィーンでのMBFR(中欧相互兵力削減)交渉という別枠で扱われることとなった。そのため、CSCEにおける信頼醸成措置は通常戦力の軍縮の問題から切り離されたことで、漸進的かつ控えめな進展をたどることとなった。

1975年8月1日、長年の準備と交渉の末、ヘルシンキ最終議定書が署名された。史上初めて、多国間の信頼醸成措置がヘルシンキ・プロセスの重要な構成要素として導入された。内容は、(1)大規模な軍事演習の事前通告、(2)その他の軍事演習の事前通告、(3)オブザーバーの交換、(4)大規模な軍隊移動の事前通告、であった。これらは「第一世代の信頼醸成措置」と呼ばれる。

これらの措置は、偶発戦争の危険を低減させ、奇襲攻撃を防止し、武力による強制の閾値を引き上げることを目的としていた。軍事演習の事前通告は透明性を高め、誤解による戦争勃発を防ぐ一助となることが期待された。また事前通告は、奇襲攻撃の隠蔽を防ぐ上でも有用であった。2022年のロシアによるウクライナ侵攻が示すように、軍事演習は侵略の隠れ蓑となり得る。したがって、このような演習の事前通告は悪意ある意図の実行をより困難にし得るのである。さらに、これはブレジネフ・ドクトリンの下で想定されたような、他のワルシャワ条約機構諸国への武力示威の閾値を引き上げる効果も持ち得た。事前通告が求められていたため、ソ連が他のワルシャワ条約機構諸国に対して即時に武力示威を行うことはより困難となり、そのことがヨーロッパの安定に寄与し得

たのである。実際に、導入された措置は主として軍事力の政治的利用を抑制することを目的としていたとも指摘されている（Holst, 1983, p. 3）。いずれにせよ、信頼醸成措置はヨーロッパの安全保障に寄与することが期待されていた。

ヘルシンキ最終議定書での信頼醸成措置の導入は、意義を持つ一方で、限界もあった。意義としては、以下の三点が挙げられる。第一には、国際政治において初めてとなる多国間の信頼醸成措置の導入であり、それ自体が大きな進歩であった。第二に、ヨーロッパにおける安全保障協力の制度化が開始されたことであり、それは後の OSCE にもつながった。第三に、すべての国が、戦争を回避し、そのリスクを低減させるという考えに関しては一致したことである。ヘルシンキ最終議定書には、時に矛盾する様々な原則が含まれていた。例えば、領土保全の原則と民族自決の原則、あるいは人権尊重の原則と内政不干渉の原則（これらはすべて第一バスケットの十の原則に含まれている）は、状況によっては両立が難しい。後の CSCE の再検討会議（1977～78 年のベオグラード再検討会議や 1980～83 年のマドリード再検討会議など）でも、人権尊重の原則と内政不干渉の原則の対立が論争的となった。これとは対照的に、信頼醸成措置に関しては、各国が戦争回避の必要性に収斂し、合意することができた。これはその後ヘルシンキ・プロセスを続けていく上で重要となった。

同時に、ヘルシンキ最終議定書での信頼醸成措置には限界もあった。第一に、2 万 5 千人以上の大規模な軍事演習の事前通知を除くと、あらゆる措置の実施が任意であった。これにより信頼醸成レジームの効果が減じられた。さらに、唯一実施が義務づけられていた主要な軍事演習の事前通告についても、その対象範囲は限定されていた。ヨーロッパ以外に領域が広がる国（例えばソ連やトルコ）については、ヨーロッパ国境から 250 キロ以内で行われる演習のみを事前通告すればよいとされていた。これにより、広大なシベリア地域は対象外となった。したがって、信頼醸成措置の強化の必要性は、参加国間でじきに共有されるようになった。

### **信頼醸成措置の強化に向けたイニシアチブ：ヨーロッパ軍縮会議（CDE）**

このような状況下で主導権を握ったのがフランスであり、その提案はヘルシンキ・プロセスに長期的かつ深い影響を及ぼした。1978 年 1 月、フランスは「ヨーロッパ軍縮会議（CDE）」の開催を提案した。同年 5 月の国連軍縮特別総会では、ジスカール・デスタン仏大統領がその内容を説明した。提案の柱は三点であった。①ヨーロッパの安全保障問題について話し合う二段階の会議を開催する（第一段階は信頼醸成措置を、第二段階は通常戦力の軍縮を話し合う）、②参加国はヘルシンキ最終議定書に署名する 35 か国とする、③対象範囲は「大西洋からウラルまで」のヨーロッパ全域とする。1970 年代後半にデタントが後退するなか、より好ましい国際環境を整えることがフランスの狙いであった。

これに対して各国はどのように反応したのであろうか。西側諸国はヨーロッパ全域を対象とする、検証可能で軍事的に意義を持つ信頼醸成措置を優先した。これはフランスの当初の提案に類似していたが、通常戦力の軍縮を含まないものであった。他方、東側諸国は核兵器の先制不使用や武力不行使といった、法的制約をめぐる話し合いを優先させようとした。つまり、1950年代以来の両ブロックの立場の相違が再び表面化したのである。これは双方の脅威認識の相違を反映していた。それでも、フランスとヨーロッパ共同体諸国が重要な役割を果たしたことで、議論は進展した (Romano, 2017)。1979年末までには、立場の相違にもかかわらず、信頼醸成措置の強化について話し合うためのヨーロッパ軍縮会議の開催の必要性について、各国の認識は一致した (東側諸国は、当初これを「ヨーロッパにおける軍事デタントと軍縮会議：Conference on Military Détente and Disarmament in Europe」という別の名称で呼んでいた)。

1980年代初頭のいわゆる「新冷戦」と呼ばれる厳しい国際環境の下にあっても、CSCEの枠組みにおける信頼醸成措置強化への意欲は持続していた。80年代に入ると同時に、東西関係は急速に悪化した。1979年12月のソ連によるアフガニスタン侵攻、レーガン政権の対ソ強硬姿勢、ポーランドでの戒厳令をはじめとする出来事は、緊張を高めた。しかしその一方で、CSCE諸国の間では、ヨーロッパ軍縮会議のマנדート、すなわちその開催条件をめぐる交渉は進められていた。こうしたテーマをめぐる議論こそが、CSCEを存続させたのである。1981年12月のポーランド戒厳令を受けて、ヘルシンキ・プロセスが崩壊の瀬戸際に立たされたときでさえ、ヨーロッパ軍縮会議の開催をめぐる合意への期待が、進行中であったCSCEマドリード再検討会議(1980~1983年)の継続に寄与した。これは、ヘルシンキ最終議定書の人権条項をめぐる各国の見解や解釈が大きく異なっていたにもかかわらず、すべてのCSCE諸国が軍事衝突のリスクを低減する仕組みを導入するという考え方には同意していたためである。

1983年9月、ヨーロッパ軍縮会議のマンドートは、CSCEマドリード再検討会議の最終文書の一部として合意された。その主な三要素は、(1) 会議の第一段階としての信頼醸成措置の交渉を1984年にストックホルムで開始すること、(2) 参加国はCSCEの35か国であること、(3) 議論される措置は軍事的に意義を持ち、政治的拘束力を持ち、検証可能であり、ウラル山脈までのヨーロッパ全域を対象とすること、であった (正式名称は「ヨーロッパ信頼・安全保障醸成措置および軍縮会議」で合意されたが、本稿では当時より一般的に用いられていた「ヨーロッパ軍縮会議」の名称を用いる)。したがって、1978年に提案されていた当初のフランス案の内容の大部分が6年後に採用されることになった。

あらゆる困難にもかかわらず、そして直前にはソ連による大韓航空007便の撃墜という新たな試練が生じたにもかかわらず、ヨーロッパ軍縮会議はついに船出することとなった。この出来事は、ヘルシンキ・プロセスにおける信頼醸成の側面の強さを示すものであった。

1984年1月、ヨーロッパ軍縮会議は、閣僚級の出席のもと、東西間で唯一機能している安全保障対話の枠組みとして開幕した。ヨーロッパ諸国の努力により、米国とソ連も開会式に外相を派遣した。1975年以来、CSCEの枠組み（ヘルシンキ・プロセス）における他の会合がこれほど高いレベルの参加を集めたことはなく、これは重要な出来事であった。注目すべきは、これが国際緊張がピークに達し、他のすべての東西軍備管理交渉が停止していた時期に実現したことである。1983年末までに、NATOによるヨーロッパへの中距離核ミサイル配備を受けて、すべての軍備管理交渉は停止していた。したがって、ヨーロッパ軍縮会議は東西間で機能している唯一の安全保障面での対話となり、貴重な意思疎通のチャンネルを提供していた。言い換えれば、ヘルシンキ・プロセスの政治・軍事的次元は、国際危機の緩和に寄与したのである（高坂, 2025）。ソ連の対米大使アナトリー・ドブリーニンは回想録の中で、ストックホルムでのヨーロッパ軍縮会議のマージンで行われた米ソ外相会談について、「双方とも、われわれが到達したと認識していた危険な行き詰まりから抜け出す道を見いだそうとしていた。それによって、全体としては陰鬱だった状況に、ある種の楽観的要素がもたらされた」と述べている（Dobrynin, 1995, p. 544）。このエピソードは、かつては控えめであったCSCEの信頼醸成の側面が、国際政治においていかに大きな役割を果たすようになっていたかを示している。

ヨーロッパ軍縮会議が開始されると、交渉ではおなじみの問題が再び浮上した。西側諸国は透明性の向上を通じて信頼醸成措置を強化させようとし、検証手段として現地査察の導入を主張した。一方、東側諸国は武力不行使条約の締結を提唱した。したがって、「政治的宣言アプローチ」と「軍事技術的アプローチ」との対立が再び前面に出た。しかし妥協を通じて交渉は徐々に進展し、核軍備管理交渉を含む他の軍備管理交渉に先行した。1985年3月のゴルバチョフの登場に後押しされた米ソ関係の接近も、交渉の進展を促した。1985年11月にレーガンとゴルバチョフがジュネーブで初めて会談した際、ヨーロッパ軍縮会議は、声明の中で「進展が認められた」とされた唯一の軍備管理交渉であった。信頼醸成措置の交渉は軍備管理交渉の先駆けとなったのである。

### ストックホルム文書（1986年）とヨーロッパ安全保障の変容

1986年9月、ほぼ3年にわたる交渉の末、ヨーロッパ軍縮会議は「ストックホルム文書」を採択し、成功裏に終了した。合意文書には以下の内容が含まれていた。(1) 軍事活動の事前通告、(2) オブザーバーの招待、(3) 各年の開始前の年間活動計画の交換、(4) 検証（現地査察を含む）。このうち前者二つはすでにヘルシンキ最終議定書に含まれていたが、その内容ははるかに厳格なものとなった。後者二つはストックホルム文書によって新たに導入された。これらの措置は、ヘルシンキ最終議定書で導入されたものとは質的に異なっていたため、「第二世代の信頼醸成措置」と呼ばれることになった。

ストックホルムでの合意は、以下の三点において国際政治において広範な意義と持続的な遺産を残した。第一に、軍備管理および軍縮における突破口を開いた。それは、1970年代以降初めて達成された軍備管理合意であっただけでなく、こうした合意において初めて現地査察を導入したものであった。ソ連は何十年もの間、現地査察をスパイ活動と見なして反対しており、このことはかつて部分的核実験禁止条約（PTBT）の交渉を複雑にしていた。したがって、ヨーロッパ軍縮会議での現地査察の受け入れは画期的な出来事であり、軍備管理・軍縮の置かれた状況そのものを根本的に変化させた。ソ連外相エドゥアルド・シェワルナゼは回想録のなかで、この出来事を「歴史的な敷居が越えられた」と述べたほどであった（Shevardnadze, 1991, p. 91）。この合意は、その後の現地査察を伴う諸合意、すなわち INF 条約、START I、ヨーロッパ通常戦力条約（CFE 条約）、化学兵器禁止条約へと道を開いた。

第二に、この合意は信頼醸成措置の性質と範囲を変えた。ヘルシンキ最終議定書における信頼醸成措置の実施は主に参加国の任意の取り組みに依存していたが、これが義務的なものとなった。この自主的措置から義務的措置への転換により、軍事活動の予測可能性と透明性の水準が大きく向上し、ヨーロッパの安定に寄与した。さらに、措置の地理的範囲は大西洋からウラルまでのヨーロッパ全域へと拡大された。これはソ連がヨーロッパ大陸に関係する軍事情報を開示する必要があることを意味し、透明性をさらに高めた。この地理的範囲は、ド・ゴールがかつて構想した、大西洋からウラルにまたがる分断のないヨーロッパというビジョンを初めて実現したものであった。

第三に、この合意は冷戦後のヨーロッパ安全保障構造の三本柱、すなわちウィーン文書、ヨーロッパ通常戦力条約、オープンスカイ条約の構造的基盤を築いた<sup>1</sup>。1990年に合意され、その後数回にわたって改訂されたウィーン文書はストックホルム文書の直接の後継であり、大西洋からウラルまでのヨーロッパにおける信頼醸成措置をさらに強化した。1990年に署名されたヨーロッパ通常戦力条約は、同じく大西洋からウラルまでのヨーロッパ全域における通常戦力の削減を規定した。この条約は CSCE の枠組みの下で交渉されたが、参加国は二つの軍事ブロックの諸国に限定されていた。その意味で、この条約は MBFR 交渉（16年の交渉の末、合意なく終了した）と CSCE（CSCE の枠組み下のヨーロッパ軍縮会議を含む）の双方に起源を持つが、その性格は明らかに後者寄りであり、1970年代のフランスの当初案に類似していた。これは、ヘルシンキ・プロセスにおける信頼醸成措置の漸進的発展が最終的に実質的軍縮へとつながったことを示している。ヨーロッパ通常戦力条約は、しばしば「ヨーロッパ安全保障の礎石」と呼ばれ、かつてヨーロッパに集積していた膨大な軍備の削減に寄与した。1992年に署名されたオープンスカイズ条約は、信頼醸成のため締約国同士の偵察飛行を認めた。対象地域はバンクーバーからウラジオストクまでであり、「大西洋からウラルまで」という既存の枠組みをさらに拡張し、前述の諸メカニズムを補完した。これら三本柱は、2000年代後半以降、その重要性を徐々に低下させたものの、ヨーロッパ安全保障構造の変

革に決定的な役割を果たした<sup>2</sup>。

ストックホルム合意は、冷戦後のヨーロッパ安全保障構造への道を開いただけでなく、ヨーロッパにおける恒常的な対話フォーラムとしての CSCE の価値を示し、その制度化を促進した。より長期的な視点から見れば、この合意は、1992 年に安全保障協力フォーラム (FSC) の設立と、1995 年の CSCE から OSCE への転換につながるモーメンタムを生み出す一助となった。要するに、ヨーロッパ軍縮会議における合意は、ヨーロッパ安全保障のあり方を変容させるきっかけとなったのであった。

### ヨーロッパからの教訓とアジアの将来への含意

総括すると、ヘルシンキ・プロセスにおける信頼醸成措置は、冷戦期のヨーロッパにおいて重要な役割を果たしたと論じることができる。信頼醸成措置の強化をめぐる交渉とその帰結は、国際緊張の緩和に寄与し、冷戦終結のための好ましい環境を作り出した。この過程の核心にあったのは、リスク低減という原則の共有であった。すなわち、CSCE の 35 か国すべてが、戦争の危険を低減させる必要性について合意していたのである。これは、人権をめぐる対立とは対照的に、この立場の収斂が、新冷戦下の最も厳しい時期においてもヘルシンキ・プロセスを支えた。

等しく重要であったのは、CSCE の多国間構造である。オーストリアやフィンランドのような非同盟中立諸国、さらにしばしば二大超大国とは異なる立場を取った西欧諸国を含む 35 か国の参加は、しばしば成り行きに影響を与えた。これらの力学は、ワシントンとモスクワの激しい対立が二国間対話を妨げていた新冷戦期に特に重要であった。

1984 年初頭に国際的緊張がピークを迎えていたさなか、そしてストックホルムでヨーロッパ軍縮会議が始まったのとほぼ同時期に、著名な学者トーマス・シェリングは核戦争を回避するうえで信頼醸成の重要性を強調した (Schelling, 1984)。彼は論文の中で、相互に関連する二種類の信頼醸成措置を区別した。(1) 危機において正当なかたちで信頼を強化し、不安を軽減する措置、(2) 時間の経過とともに累積的・漸進的に信頼を構築する措置、である。ヘルシンキ・プロセスの経験もまた、この両者の密接な結びつきを、新たな洞察とともに示している。ヘルシンキ最終議定書においては当初、後者の性格が強かった措置が、徐々に前者の性格をも帯びるようになり、さらに、措置それ自体に関する議論も危機時の安定に寄与するようになったのである。これがさらなる制度化へとつながり、冷戦後のヨーロッパ安全保障構造へと結実した。これは冷戦期ヨーロッパの経験から得られる説得力ある教訓である。

では、アジアの将来への含意に移りたい。1980 年代前半の冷戦期ヨーロッパと、2020 年代の東アジアとの間には類似点が存在する。第一に、ホットスポットにおける偶発的軍事衝突の可能性が現実的である点である。ヨーロッパでは、鉄のカーテンを挟んで何百万もの兵力が対峙しており、

紛争の可能性があった。実際に、当時、通常戦力を活用した抑止のあり方の再検討が行われていた（例として Mearsheimer, 1983 を参照）。東アジアでも同様に、朝鮮半島や台湾海峡をはじめとする多くのホットスポットが存在する。最近の南シナ海における中国政府船舶同士の衝突（2025年8月）や、タイとカンボジアの軍事衝突などの事例は、その危険が現実であることを示している。第二に、軍備増強が加速している点である。冷戦期ヨーロッパでは1980年代前半に中距離核ミサイルの配備が加速し、ユーロミサイル危機を引き起こした。東アジアにおいても軍事支出は増加している。第三に、ワシントンは予測不可能で、しばしば信頼しがたい点である。冷戦期ヨーロッパでも、戦略防衛構想（スター・ウォーズ計画）などの予測不能な米国の行動に各国が驚かされることがあった。言うまでもなく、我々は現在トランプ政権への対応に苦慮している。

政治的違いはあるものの、アジアにおいて強化された信頼醸成措置を交渉し導入することは、ヨーロッパの事例で見られたように緊張を緩和しうる。現在の情勢下では交渉は困難に見えるかもしれないが、まさにそのような状況こそ信頼醸成措置が有効となるのである。合意に到達できるのは将来のことかもしれないが、交渉を継続すること自体が意味を持つ可能性がある。成功の鍵は漸進的なプロセスにある。ヘルシンキでの小さな一歩が十数年後に大きな変化をもたらしたのであり、時間を要する漸進的プロセスへの希望を失うべきではない。ただし、ASEAN 地域フォーラムの経験から分かるように、漸進的プロセスが必ずしも顕著な成功につながるわけではない。さらに、北朝鮮および台湾の承認問題という別の課題も存在する。これは1960年代後半までの東ドイツをめぐる問題とある程度類似している。それでもなお、可能性は存在する。ここで決定的な役割を担うのが中小国である。ヨーロッパでは、フランスや英国のような NATO の同盟国、そしてスウェーデンやオーストリアのような非同盟国の双方が、ヘルシンキ・プロセスを活性化し、維持する役割を果たした。アジアにおいても中小国が重要な役割を果たすはずである。アジアのより安全な未来を創造するために、我々が知恵を結集すべき時が来ている。

## 参考文献

Bielieskov, M. (2022) 'Russia and Conventional Arms Control in Europe', in P. Sinovets and W. Alberque (eds.), *Arms Control and Europe: New Challenges and Prospects for Strategic Stability*, Cham, Springer, pp. 35-43.

Dobrynin, A. (1995) *In Confidence: Moscow's Ambassador to America's Six Cold War Presidents*, New York, N.Y., Times Books.

Dunay, P, and Spitzer, H. (2004) 'The Open Skies Negotiations and the Open Skies Treaty', in P. Dunay, M. Krasznai, H. Spitzer, R. Wiemker and W. Wynne, *Open Skies: A Cooperative Approach to Military Transparency and Confidence Building*, Geneva, UNIDIR, pp. 17-59.

Gottemoeller, R. (2012) 'Twentieth Anniversary of the Open Skies Treaty', Vienna, March 27, 2012 (as Acting Under Secretary for Arms Control and International Security). Available at <https://2009-2017.state.gov/t/us/187029.htm>, accessed September 24, 2025.

Hamel-Green, M. (2011) 'Peeling the Orange: Regional Paths to a Nuclear-weapon-free world', in K. Vignard (ed.), *Disarmament Forum: Nuclear Weapon-Free Zones*, Geneva, UNIDIR, pp. 3-14.

Holst, J. J. (1983) 'Confidence-Building Measures: A Conceptual Framework', *Survival*, 25:1, pp. 2-15.

Jones, P. (2014) *Open Skies: Transparency, Confidence-Building, and the End of the Cold War*, Stanford, C.A., Stanford University Press.

Lachowskil, Z. and Rotfeld A. D. (2002) 'Success or Failure? CSBMs in the Post-Cold War Environment', in Institute for Peace Research and Security Policy at the University of Hamburg / IFSH (ed.), *OSCE Yearbook 2001*, Baden-Baden, Nomos Verlagsgesellschaft, pp. 315-329.

Macintosh, J. (1993) 'Confidence-Building Measures in Europe: 1975 to the Present', in Burns, R. D. (ed.), *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament: Volume II*, New York, N.Y., Charles Scribner's Sons, pp. 929-945.

Mearsheimer, J. J. (1983) *Conventional Deterrence*, New York, N. Y., Cornell University Press.

Romano, A. (2017) 'Re-designing military security in Europe: cooperation and competition between the European community and NATO during the early 1980s', *European Review of History: Revue européenne d'histoire*, 24:3, pp. 445-471.

Schelling, T. C. (1984) 'Confidence in Crisis', *International Security*, 8:4, pp. 55-66.

Schmitt, O. (2018), 'The Vienna Document and the Russian Challenge to the European Security Architecture', in B. Heuser, T. Heier and G. Lasconjarias (eds.), *Military Exercises: Political Messaging and Strategic Impact*, Rome, NATO Defence College, pp. 269-284.

Shevardnadze, E. (1991) *The Future Belongs to Freedom*, translated by C. A. Fitzpatrick, London, Sinclair-Stevenson.

Snyder, S. B. (2011) *Human Rights Activism and the End of the Cold War: A Transnational History of the Helsinki Network*, New York, N.Y., Cambridge University Press.

Thomas, D. C. (2001) *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism*, Princeton, N.J., Princeton University Press.

高坂博史 『新冷戦をこえて——ヨーロッパデタントから冷戦の終焉へ』（名古屋大学出版会、2025年）。

---

<sup>1</sup> 三本柱の呼称については、著者や論者によって異なる。例えば、「欧州における軍備管理の三本柱」（Gottmoeller, 2012）、「通常兵器軍備管理の三本柱」（Schmitt, 2018）、「欧州における通常兵器軍備管理の主要な柱」（Bielieskov, 2022）といった表現が用いられてきた。しかし、いずれの論者も、その三本柱の構成については一致している。

<sup>2</sup> ロシアは2007年に欧州通常戦力（CFE）条約の履行を停止し、2023年には完全に離脱した。アメリカは2020年にオープンスカイズ条約から脱退し、これに対してロシアも数か月後に対抗措置として離脱した。さらにロシアは2023年、ウィーン文書で規定されている情報交換を停止した。

